高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第５号

中日本高速道路株式会社が令和４年11月４日、令和６年４月30日、令和６年６月28日及び令和６年12月27日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の変更公告」(以下「料金公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年３月28日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

１．令和６年12月27日に公告した料金公告の変更

『２．企画割引「2025三重・愛知ドライブプラン」』中、

⑴　割引をする自動車に

③　発着なし　三重県域周遊
　⑶ロに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷ハに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　発着なし　三重県域周遊②
　⑶ロに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷ニに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　発着なし　三重県南部周遊
　⑶ロに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷ホに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　発着なし　三重県中部周遊
　⑶ロに定める期間のうち連続する最大１日間以内に、⑷ヘに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑦　発着なし　三重県中部周遊②
　⑶ロに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷トに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑧　発着なし　三重県北部周遊
　⑶ロに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷チに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。を、

⑵　割引を適用した後の料金の額に、

周遊プラン	軽自動車等	普通車
発着なし　三重県域周遊	3,400円	4,300円
発着なし　三重県域周遊②	4,400円	5,500円
発着なし　三重県南部周遊	2,600円	3,200円
発着なし　三重県中部周遊	2,200円	2,800円
発着なし　三重県中部周遊②	2,600円	3,300円
発着なし　三重県北部周遊	2,000円	2,500円

を、

⑶　実施する期間に

ロ．令和７年５月１日から令和８年４月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）

を、

⑷　適用区間　①周遊エリアに

ハ．発着なし　三重県域周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の紀伊長島インターチェンジから勢和多気ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の全区間

ニ．発着なし　三重県域周遊②
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の紀伊長島インターチェンジから勢和多気ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の全区間

ホ．発着なし　三重県南部周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の四日市インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の菰野インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の紀伊長島インターチェンジから勢和多気ジャンクションまで

ヘ．発着なし　三重県中部周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから松阪インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで

ト．発着なし　三重県中部周遊②
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから松阪インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで

チ．発着なし　三重県北部周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから亀山インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで

を加える。